

夢を実現する第一歩のために

2023年11月号

# ミツヒロニュース



これから時代は「人間のあり方」が非常に大事になります。船井総研ホールディングス創業者 船井幸雄 氏の心に残る言葉に「天地自然の理」があります。人間は天地自然の理に従うと一番いいようで、これにより一番目に「全て必然、必要、ベストになる。」二番目に「全て公平になる。」三番目に「全てのものが調和し、変化するようになる。」ということです。正しく生きれば、健康で楽しく生きることができます。運がよくなります。間違って生きれば、その逆になってしまふことが考えられます。これが世の中の摂理のようです。ぜひ、天地自然の摂理に従って生きていきましょう。

光廣昌史



## 今月のトピックス

- ◇新NISA制度がスタート
- ◇確定拠出年金 iDeCo(個人型)とDC(企業型)
- ◇「サボリーマン」に労災適用されず
- ◇個人タクシーのインボイス対応
- ◇年末調整のお知らせ
- ◇あとがき  
「MBTI診断」



## 新NISA制度がスタート

令和6年1月からスタートする新NISA制度。投資のリスクはあるものの、うまく活用できればとても便利な制度であると言えるでしょう。旧制度との違い、ポイントを制度開始前にご案内いたします。

### 1. 老後の早期の準備を

【老後の生活を豊かにするには、健康、生きがい、まとまった資金が必要です。健康と生きがいは、運動や食事や趣味や人間関係などへとテーマが拡がっていきますが、老後生活資金については、年金の外は若い時からの資産形成に拘らざるを得ません。

総務省の家計調査報告では、65歳以上の夫婦世帯・単身世帯の平均値として、消費支出に対し16.8%の収入不足となっている、と報告されています。この不足を補うに足る余裕資金の確保が不可欠です。

政府は預金だけではない資産形成として、投資をすることを勧めています。株式などの投資で出た利益を非課税とするNISAやiDeCoが代表例です。確かに、預金で持つよりも資産を増やすのが投資の魅力です。預金と異なり元本が減る可能性はありますが、長い期間でやり方を工夫すれば大きな損失を出す可能性は減らせます。

### 2. NISAで1,800万円の資産形成を

NISAとは、個人の投資による株式・投資信託等の配当・譲渡益等を非課税とする税制優遇制度で、今年の税制改正で大改造されました。

### 3. NISAとは

年間投資枠の範囲内であれば、投資による利益(利子、配当、値上益)に対する税金(通常なら約20%)が非課税になる制度です。すでにNISA口座を開設している人であれば、特別な手続は不要で令和6年1月に現在の金融機関で自動的に新NISA口座が開設されます。新NISA開始を機に金融機関を変更したい場合には令和5年10月1日～令和6年9月30日までに金融機関の変更の手續をする必要があります。その際には令和6年中は変更前の口座で非課税枠を使った買付をしないことが必要となりますのでご注意ください。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

## 4. 旧制度との比較

	旧NISA（～R5.12.31）		新NISA（R6.1.1～）	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
購入方法	積立のみ	積立、スポット	積立のみ	積立、スポット
利用	選択制	選択制	併用可	
投資対象商品	金融庁が指定した 投資信託	上場株式、 投資信託等	金融庁が指定した 投資信託	一定の上場株式、 投資信託等
年間投資枠	40万円	120万円	120万円	240万円 ※1
非課税期間	20年間	5年間	無期限 ※2	
非課税保有限度額	800万円	600万円	1,800万円 ※3 (うち成長投資枠1,200万円)	

## 5. 新NISAのポイント

### ① つみたて投資枠と同じ商品を成長投資枠で購入することも可能

→成長投資枠の対象商品はつみたて投資枠の対象商品を完全に含んでいます(右図参照)ので、つみたて投資枠・成長投資枠ともにつみたて投資枠の対象商品への投資をすることが可能です。(逆は不可)

投資対象商品の範囲

成長投資枠

つみたて投資枠

### ② 非課税期間が永久

→最短5年で非課税枠1,800万円(=360万円×5年)を埋められる一方、例えば50年かけてコツコツ投資(年36万円×50年=1,800万円)する、といった自由な投資計画が可能

### ③ 非課税枠1,800万円は売却したら翌年に取得価額ベースで非課税枠が復活

例) 投資1年目に100万円で投資した商品を投資2年目に150万円で売却した

非課税枠 残り1,800万円 - 100万円 = 1,700万円

→2年目 値上益50万円は非課税

非課税枠 残り1,700万円 → 1,800万円へ!

→銘柄の入れ替えができる & ライフプラン上の資金需要に対応できる

## 6. NISAのデメリット

### ① 運用によって損をする可能性がある、損失が生じた場合に損益通算や繰越控除の適用がない

→利益が出たら非課税とする代わりに、損失が出てもなんら考慮されません。

### ② 外国株式に投資した場合(成長投資枠)の外国税は課税、確定申告しても外国税額控除の適用がない

→外国税についてはNISAの対象外となってしまいます。

## 7. 旧NISAと新NISAの併用

令和5年末までの現行NISAは新NISAとは別建てなので、令和5年12月31日まで打止めとなり、以後は5年、20年の非課税期間満了経過とともに旧NISAは消滅となり、順次課税口座にその時の時価額で移管されることになります。

しかし、新NISAが出来たからと言って、旧NISAに不都合があったわけではありません。

2023年中に旧NISAをはじめれば、生涯非課税で運用できる金額が増えることになります。

少しでも早く積立投資を始め、少しでも多くの非課税枠を確保することの意味では、新NISAを待たずに現NISAに挑戦すべきです。



# 確定拠出年金 iDeCo（個人型）とDC（企業型）

## 1. 企業でも自分でも積み立てできるように

確定拠出年金は公的年金とは別に企業や個人で積み立てて運用する私的年金です。企業で加入する DC（企業型）と個人で加入する iDeCo は、今まででは企業型に入っていると iDeCo に加入できませんでしたが、2022 年 10 月から両方に加入できるようになりました。また、企業型 DC に加入している方が iDeCo に加入するには企業の労使合意が必要でしたが、原則それなしで加入することができるようになりました。

## 2. 掛け金額の上限があります

iDeCo の掛け金は各月の企業型 DC の事業主掛け金と合算して月額 5.5 万円、さらに企業型 DC だけ加入しているときは iDeCo の拠出限度額の上限は 2 万円です。

企業型 DC と確定給付型の他制度も加入しているときは合算して DC 掛け金は月額 2.75 万円、iDeCo の拠出限度額は 1.2 万円を超えることはできません。

例えば企業型 DC のみ加入で企業型 DC の事業主掛け金が 3 万円であった場合、月額 5.5 万円 - 3 万円 = 2.5 万円（iDeCo 拠出限度額は 2 万円まで）となります。

また、以下の 2 点が要件になります。

- ① 掛け金（企業型 DC の事業主掛け金・iDeCo）が各月拠出であること
- ② 企業型 DC のマッチング拠出（加入者本人から掛け金徴収）を利用していないこと

## 3. 年齢要件

企業型 DC は厚生年金被保険者（原則 70 歳未満）であれば企業型 DC の加入者とすることができます。企業は労使で一定年齢未満の加入を定めることはできますが、60 歳より低い年齢にはできません。

iDeCo においては会社員、公務員等（国民年金 2 号被保険者）自営業者、専業主婦（夫）等（国民年金 3 号被保険者）が加入者ですが 60 歳以上 65 歳未満で国民年金の第 2 号被保険者、任意加入者、海外居住で国民年金任意加入者も加入でき、引き続き加入するためには受付金融機関に手続きが必要です。

企業型も iDeCo も老齢給付金の受給開始年齢は 60 歳から 75 歳までの間で選択できます。

## 4. 企業型 DC の資格喪失後は

DC では原則 60 歳までは資産の引き出しはできません。従業員が 60 歳未満で中途退職して企業型 DC の資格喪失をした場合は

- ① 他の企業型 DC に資産を移す（移換）
- ② iDeCo（個人型）に資産を移す

と 2 つの方法があり、これを「ポータビリティ」といいますが、DC では転職・退職に伴う手続きを自分で行う必要があります。

資格喪失後 6 か月以内に移換手続きをせずに放置しておくと自動的に売却・現金化により国民年金基金連合会（または特定期間運営管理機関）の口座に移換されます。

## 5. 自動移換されるとどうなるの？

自動移換されると国民年金基金連合会や特定運営管理機関の手数料が毎月かかります。資産運用の指図や給付金請求もできません。また、加入期間の通算もされません。

ただし、自動移換されても他の DC に切り替え手続きを行えばそちらに移換できます。

## 6. 企業型 DC 加入者の退職時の手続き

加入者が 60 歳未満で中途退職した場合、企業が加入者の資格喪失手続きを行うと 10 日後位に資格喪失した通知が自宅に届きます。通知は今後の移換に必要な情報が記載されているので大切に保管しておきます。

- ① 転職先の企業型 DC に移換する時は必要書類を取りよせ記入後転職先に提出します。
- ② 転職先に企業 DC がないか自営業者、専業主婦（夫）になる場合、iDeCo の口座を開設します。加入申込書と「個人別管理資産移換依頼書」を提出し、さらに会社員や公務員が iDeCo に加入する場合は事業主の証明書も添付し、運営管理機関に提出します。手続き完了には 2 か月近くかかります。

企業の担当者は従業員の退職時には企業型 DC の資産移換についても忘れずにアドバイスをしてあげましょう。

# 「サボリーマン」に労災適用されず

神奈川県厚木市のパチンコ店の立体駐車場で8月に起きた火災では、100台以上の乗用車が被害にあいました。火災の規模もさることながら、インターネット上で話題を呼んだのが、火災後にSNSに書き込まれた「仕事サボってパチンコしてたら（中略）営業車燃えて詰んだ」というユーザーの投稿。この投稿には約23万件の「いいね」が付き、5万件を超えて拡散されました。

今回の事故では恐らく同じような憂き目にあった「サボリーマン」は一定数いると思われますが、当然ながら業務を放棄してパチンコに興じていた彼らに同情の余地はありません。

もし火災に伴い何らかのけがをしていたとしても、労災のルールには「労働者が就業中に私用（私的行為）を行い、又は業務を逸脱する恣意的行為をしていて、それらが原因となって災害を被った場合」には適用されないと規定されています。それどころか、業務をサボってパチンコをしていたことが服務義務違反に当たるとして、何らかの懲戒処分を受けることは免れないでしょう。サボりにはリスクが伴うということになります。

ただ営業車の修理費用を給与から一方的に天引きすることは、労働基準法に抵触する恐れが高いので、会社としては気をつけたいところです。

## 個人タクシーのインボイス対応

- 加盟事業者の97%以上がインボイス登録済み（予定も含む）。インボイス制度に対応したレシートを発行するためのシステム改修を実施。
- インボイス対応の可否が利用者に一目でわかるよう、ステッカーの貼付や、表示灯の変更を実施。



参考文献 : ■TAX NEWS ■ゆりかご俱楽部 ■国土交通省



## 年末調整のお知らせ

年末調整の計算は12月に行いますが、早めに準備に取りかかっておくと、年末に慌てることがないでしょう。今月には税務署から手続書類等が送付されますので、年末調整の対象となる人には各種書類を配布し、必要書類の準備や記入、提出を行ってもらい、年末に慌てる事の無いよう早めに準備に取りかかりましょう。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

**あとがき** 和田です。先日ネットで見かけたMBTIという性格診断をやってみました。結果はINTJ（建築家）という分類になり、日本人で最も少ない割合(3%)の性格分類に属しているみたいです。GoogleでINTJを検索してみると、検索候補にパンチのきいた言葉が並ぶのですが、向いている職業に経理や税理士などがあり、今の仕事は性格的にすこぶる向いているみたいです。自分のやりたいことと向いていることが一致しない人も多い中で、やりたいことと向いていることとやっていることが一致していることはとても幸せなことだと思いますので、今まで以上に日々の業務に取り組めたらと思いました。



弊社のHPは  
こちらから！

